

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査〔種子島中学校備品管理状況監査〕を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 4 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 川村 孝則

随時監査〔種子島中学校〕の結果に関する報告書

1 監査の対象 教育委員会（種子島中学校）

2 監査の事項
備品の管理状況（種子島中学校）

3 実地監査日程
平成 30 年 1 2 月 2 5 日（火）（9:00～16:00）
〔対象学校〕種子島中学校

4 監査の手続

今回は、平成 30 年 1 2 月 2 5 日 1 日間、種子島中学校のみを対象に随時監査（備品監査）を実施した。

今回の随時監査にあたっては、提出された書類（備品に関する調べ）に記載されている物品が実際に配置されているか、備品に関する調べに記載されている事項が正確であるのか、廃棄物品の取扱は適正に行われているか等の事項及び監査に付された備品管理のうち、全備品について、現有数の確認及び廃棄物品を含めた管理の状況について監査を実施した。

5 監査の結果

学校運営については、日頃より生徒の安心安全な環境作りに努められていることに感謝申し上げるのだが、以前から申しあげているとおり、備品は市民の財産であり、その管理・運用には特段の配慮をもって、有効に活用しなければならないという意識のもと、今後とも良好な管理に努められたい。

さて、今回監査対象となった備品調書については、複数回にわたる資料の訂正や各教室における書類と物品の確認不足等、今後改善の余地があると思われる事項が散見されたので、今回監査において学校に改善を求める事項等、教育委員会として取組みを今後検討して頂きたい事項等を踏まえ下記に示すこととする。

○種子島中学校

1. 備品に関する調べの訂正及び提出期限は2019年1月31日までとする。
2. 中学校統合時に各所から移管された備品が、現在の備品に関する調べでは不明となっている状態の物品がみられる。一方、現場の備品には移管時の管理シールが貼られており、備品情報が分かる物品が散見された。移管時には適正な移管処理がなされていたはずなので、備品台帳を再度確認のうえ資料訂正を行うこと。
3. 訂正書類の提出にあたっては、各教室別で確実に物品を確認し、名称・数量・単価・取得年月日・保管場所の記載に正確性を期すこと。
4. 廃棄物品と現在使用されている物品との重複が無いよう整理し直すこと。
5. 過去のデータ等を元に再度整理を行い、個々の備品の履歴が廃棄時点まで分かるようにすること。
6. 現在同一備品としているものでも、明らかに形状等が違うものについては、再度分割して備品登録をやり直すこと。
7. 現在備品登録外であっても、購入時に備品購入費で取得し、現在も使用しているものは再度備品登録すること。
8. 現在廃棄物品となっているが、まだ使用できる物品がないか再度確認し、使用できる物品があれば、保存場所を定め、学校・その他の箇所でいつでも使用できるよう整理すること。
9. その他訂正時の注意事項として平成30年11月8日付けで財産監理課長より指示のあった作成要領に準じること。
10. 現地監査時において、口頭により指示をされた事項についても、次回監査に向け、改善等留意されたい。

最後に、教育委員会所管課においては、日頃より学校施設管理について尽力頂いていることは承知するところであるが、今回監査においての要望事項を下記に示すこととする。

1. 種子島中学校に対し改善を要望した事項について、確実に履行できるよう指導・助言・協力をお願いする。
2. 不要物品については、他の学校も含めて集中的に保管・管理し、相互に必要な場合有効活用できるような体制整備の検討をお願いする。
3. 備品管理については、他の各学校についても種子島中学校の様な事態が発生しないよう、再度指導の徹底をお願いする。
4. 物品の廃棄手数料等の予算要求を行い、真に使用不能な物品については適正に廃棄処理を行うこと。